

質疑回答書

契約番号 1-23号

件名 可見市市営桃塚住宅A棟改修工事

	質 問	回 答
1	<p>中東情勢により、今後も資材料等の高騰や 資材の出荷制限及び遅延の恐れが予想されます。協議等による対応の対象としていただけますでしょうか。</p>	<p>1 協議により、別途対応とする。</p>
2	<p>設計図 A-10、A-11 内訳 A-12 雑工事 設計図 A-11 図 樹脂製レジスター取替（内外部共）と記載がありますが、内訳 A-12 雑工事には、レジスター撤去跡外壁開口補修と記載があります。同様に設計図 A-10 改修後立面図も内訳書と同じ内容となっております。取替か補修のどちらを正とすればよいかご指示をお願いいたします。</p>	<p>2 取替を正とする。</p>
3	<p>図面 A-18 今回の工事では、既設（B,C棟）の外構工事も含まれております。入居者様への安全配慮として、交通整理員の配置が必要かと思われませんが、内訳書には記載がありません。協議等により、別途対応して頂けるのか ご指示をお願いいたします。</p>	<p>3 協議により、別途対応とする。</p>

4	<p>特記仕様書（条件明示） 特記仕様書（条件明示）の公害対策 5.石綿含有による事前調査にて、C.調査結果の報告（一定規模以上）とありますが、一定規模以上とはどの程度でしょうか。</p> <p>また、B.受注者による含有調査に <input checked="" type="checkbox"/> がありませんが、今回調査の必要なしと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>4 一定規模とは、石綿障害予防規則 第4条の2に当たる工事であり、本工事は同上の第2号にあたるため、石綿障害予防規則に従うこと。また、受注者による含有調査は必要と考えること。</p>
5	<p>ガスボンベ置場の土間については数量含め記載がありません。設計図には仕様等の記載がありません。別途対応として考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>5 別途対応とする。</p>